

# R2 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事

図番	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書1	Non
E-02	特記仕様書2	Non
E-03	配置図・付近見取図	1/2500
E-04	照明器具参考姿図・器具取付参考図	1/30
E-05	1階平面図(調光配線図)	1/300
E-06	2階平面図(調光配線図)	1/300
E-07	3階平面図(調光配線図)	1/300

図番	図面名称	縮尺
E-08	メインアリーナ(改修後 3階平面図)	1/200
E-09	サブアリーナ(改修後 3階平面図)	1/100
E-10	器具撤去参考図・新設照明調光設備系統図	1/30
E-11	メインアリーナ(改修前 3階平面図)	1/200
E-12	サブアリーナ(改修前 3階平面図)	1/100
E-13	断面図	1/300

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

## 電気工事仕様書

I. 工事名  
R2 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事II. 工事箇所  
鳴門市撫養町立岩

## III. 建物概要

建物名称	鳴門運動公園 体育館	構造	R C	階数	3階
建築基準法による延床面積(m <sup>2</sup> )	11,153.52m <sup>2</sup>	消防法施行令別表第Iの区分	16頃口		

## IV. 工事種目

種 目	工 事 概 要
英 式 室 内 施 工	
直 流 電 源 施 工	図示部分の照明器具取替工事一式
電 灯 施 工	
幹 線 施 工	
通 信・情 報 施 工	
避 雷 施 工	
撤 去 工 事	図示部分の既存器具撤去工事一式

## V. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準規格(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

## VI. 特記仕様I(一般共通事項)

1. 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。  
官公署その他への届出手続等は(標仕<1>1.1.3)により行う。なお、(監理指針<1>1.1.3)を参考とする。  
自家用電気工作物の保安規程(①本工事に関し定める②既存施設の保安規程を適用(変更等))  
上記で①の場合の工事、維持、運用に関する保安業務(本工事・別途)  
本受電後引渡しまでの基本料金(本工事・別途)
2. 本工事写真はしゅん工、着工前、機材、施工状況の順に写真帳に整理し、提出する。しゅん工については、工事目的物の状態が、また、機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真での確認できること。国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」を参考とする。
3. 完成図等
  - (1) 本工事は電子納品の対象工事である。  
(注) 電子納品とは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品することをいう。
  - (2) 工事のしゅん工に際し、次の図書、資料を作成し、監督員と協議の上、提出する。
    - ・竣工図の製本×3部(2つ折、原図版)・竣工図の電子データ(CD-R)×2部・保全に関する資料×1部
    - ・工事写真:写真帳(着手前、竣工)×1部、電子データ×2部・使用材料一覧表×1部(うち電子データ1部)
    - (注)・竣工図(製本、データ共)については、必要な関係図面(原図、CADデータ等を貸与)を修正して作成すること。  
・竣工図の電子データ(CD-R)は、CADデータ(SCF形式及びオリジナル形式)及びPDFデータとする。
4. 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の着手に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕<1>2.2、<1>1.2.3)  
品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。  
また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕<1>1.3.4、監理指針<1>1.3.4)  
上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
5. 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕<1>1.1.8)による。
6. 技能士の適用  
技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。)のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。  
技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。  
技能士は、氏名、検定種識、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。  
なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 檢 定 作 業
仮設	とび	・とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニール系シート防水工事作業・セメント系防水工事作業 ・シリシング防水工事作業・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・タイル張り作業
木	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業
金属	建築板金	・内外装板金作業

工事種目	技能検定職種	技 能 檢 定 作 業
左官	左官	・左官作業
建具	建具製作	・木製建具手加工作業・木製建具機械加工作業・アルミ製室内建具製作作業
	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業
ガラス施工	ガラス工事作業	・建築塗装作業
塗装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業・ボード仕上げ工事作業
内装	表装	・表具作業・壁装作業
配管	配管	・建築配管作業
植栽	造園	・造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・冷凍空気調和機器施工作業

類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

14. 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものと含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約納款 第49条)
  - (1) 対 物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
  - (2) 付 保 除 外 工 事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  
・杭及び基礎工事・コンクリート転体工事・屋外付帯工事  
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
  - (3) 付 保 す る 時 期 及 び 金 額 鉄筋コンクリート造の場合は転体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。  
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
  - (4) 保 険 終 期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工事延伸した場合には保険の期間も延長する。
  - (5) そ の 他 付保する時期以降に出来高を行なう場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高の書類に添付する。
15. 工事実績情報の登録  
受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づき、工事実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録機関に登録しなければならない。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日等は含まない。
  - (1) 工事受注時 契約締結後10日以内
  - (2) 登録内容の変更時 契約変更締結後10日以内
  - (3) 工事完成時 工事完成後10日以内
 なお、登録内容の変更是、請負代金額、工期、技術者等に変更が生じた場合に行なうものとする。  
登録後は速やかに、登録機関が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。  
なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略することができる。
16. 受注者は、工事一部の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象工事額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内営業所を選定しない理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
17. 県内産資材の使用
  - (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。  
ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
  - (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
 

- ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
- ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品
- 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
- 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
- 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

18. 県産木材の使用
  - (1) 受注者は、工事標識、指定仮設材及びコンクリート打設用型枠を使用する場合、県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - (2) 県産木材とは、「徳島県内の森林で育成した木材のことであり、次のものが該当する。  
①徳島県木材認証制度により、県内産であることが「产地認証」された木材  
②①以外においては、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
  - (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合には、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
  - (4) 受注者は、県産木材を使用する前に徳島県木材認証機構から発行される「产地認証」証明書の写しを監督員に提出しなければならない。
  - (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
19. 県内産再生砕石の原則使用  
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再生資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の2第1項に基づく変更の許可において同じ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
20. 受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という。)の発注の際には、発注前に「生コンクリート使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員に提出しなければならない。また、請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後に「木材使用実績報告書(電子データ)」及び「建設資材使用実績報告書(電子データ)」を監督員に提出すること。
21. 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用しなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由書を監督員に提出しなければならない。
22. 工事現場において、現場代理人、監理技術者、主任技術者は確認のため、名札を着用する。
23. 工事現場には營繕課指定の工事標識を監督員に付して見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取り扱いについては、18項による。
24. 受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。  
地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。  
受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補備すること。
25. 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
26. 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合意により行われなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
27. 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
28. 受注者は、輸送経路等において、上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

●工事名 R2 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事	●図面番号 E-01	株式会社 岡島建築事務所
●図面名 特記仕様書(1)	●縮尺 NON	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳

29. 受注者は移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付の車両を原則使用しなければならない。ただし、令和元年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止装置付きの車両を使用するよう努めるものとする。
30. 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
31. 受注者は、休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出しなければならない。
32. 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
33. 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
34. 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス净化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・認定事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス净化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等みなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス净化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

35. 耐震施工  
「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)『建設大臣官房官庁常備部監修』」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。  
(1) 本工事の建物分類は(特定の施設・一般的の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。  
(2) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。  
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合には上層4階

- 重要機器 (・配電盤・自家発電装置・交換機・直流電源装置・UPS・火災報知受信機)  
・中央監視制御装置・構内情報通信網装置)

- (3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- (4) 質量100kg以下の軽量な機器(機材の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

36. 各種荷重計算  
対象機材 (・避雷針支持管・テレビアンテナマスト・風力発電装置・太陽電池アレイ・)

37. 強度計算  
対象機材 (・ブロックマンホール及びハンドホール・自家発電装置配管類支持材・ケーブルラック支持材  
・垂直ケーブルの最終端支持材・照明用ポール・)

38. 土工事の残土処分  
(・構外に搬出し適切に処理 土壌検査を本工事で(・行う(箇所)・行わない)・構内敷きならし  
・構内の指示場所に集積)

なお、民間の残土処分場へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

39. コンクリート工事  
受変電盤基礎 (・強度試験 (・公共試験機関・JIS工場)・構造体強度補正値(S)による補正・調合表提出  
・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の規格品証明書提出)

※強度試験の立会いについて、試験を公共試験機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、監督員と現場代理人又は主任(監理)技術者が行うものとする。

40. 振発性有機化合物を使用した材料の使用制限  
・塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

41. 設計変更箇所確認(設計事務所による工事監理がある場合に適用)  
工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること

- 工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること

42. 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	-	1回
3千万円以上5千万円未満	-	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注) ①低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。  
②一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

・中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。

・中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

43. 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有・無)

備品等名称	
保 管 場 所	
注 意 事 項	

#### 44. 仮設トイレの洋式化

- 受注者は当初請負対象額(設計金額)1千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。  
・当初請負対象額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事  
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

なお、洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

45. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。  
対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

#### VIII. 機材等

1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
- (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(GW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器
蓄電池	高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
交流無停電電源装置	蓄電池(蓄電池・制御弁式据置鉛蓄電池
太陽光発電装置	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
監視カメラ装置	交流無停電電源装置
中央監視制御装置	太陽光発電装置
鉄製ふた(マンホールふた)	中央監視制御装置

#### 足場等

◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

①労働安全衛生法に基づく構造規格

②(社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働省監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

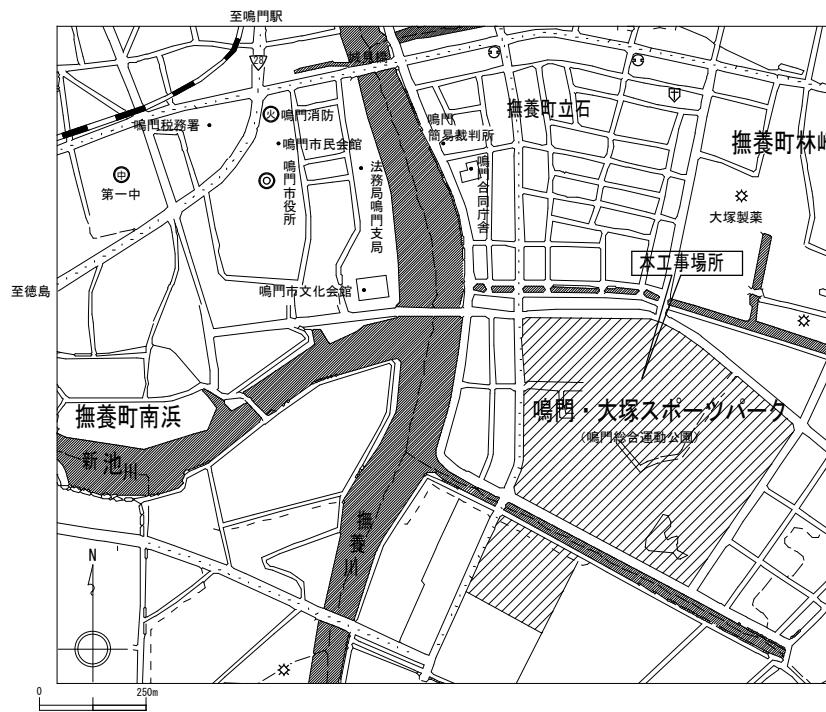
◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繩課指定期の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

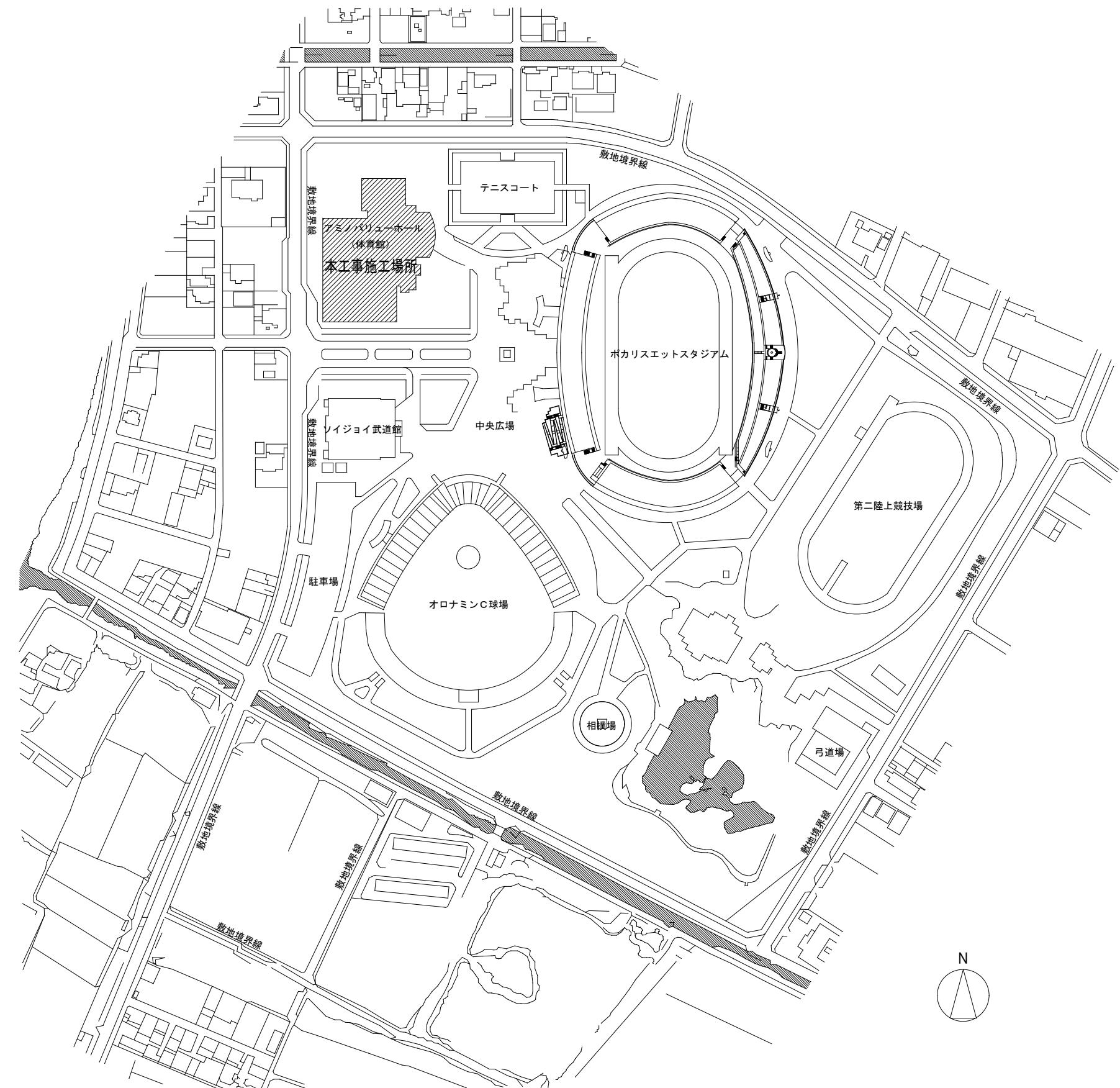
#### ◎内部足場(種類: 構脚足場)

◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

●工事名 R2 営繩 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事	●図面番号 E-02	株式会社 岡島建築事務所
●図面名 特記仕様書(2)	●縮尺 NON	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳



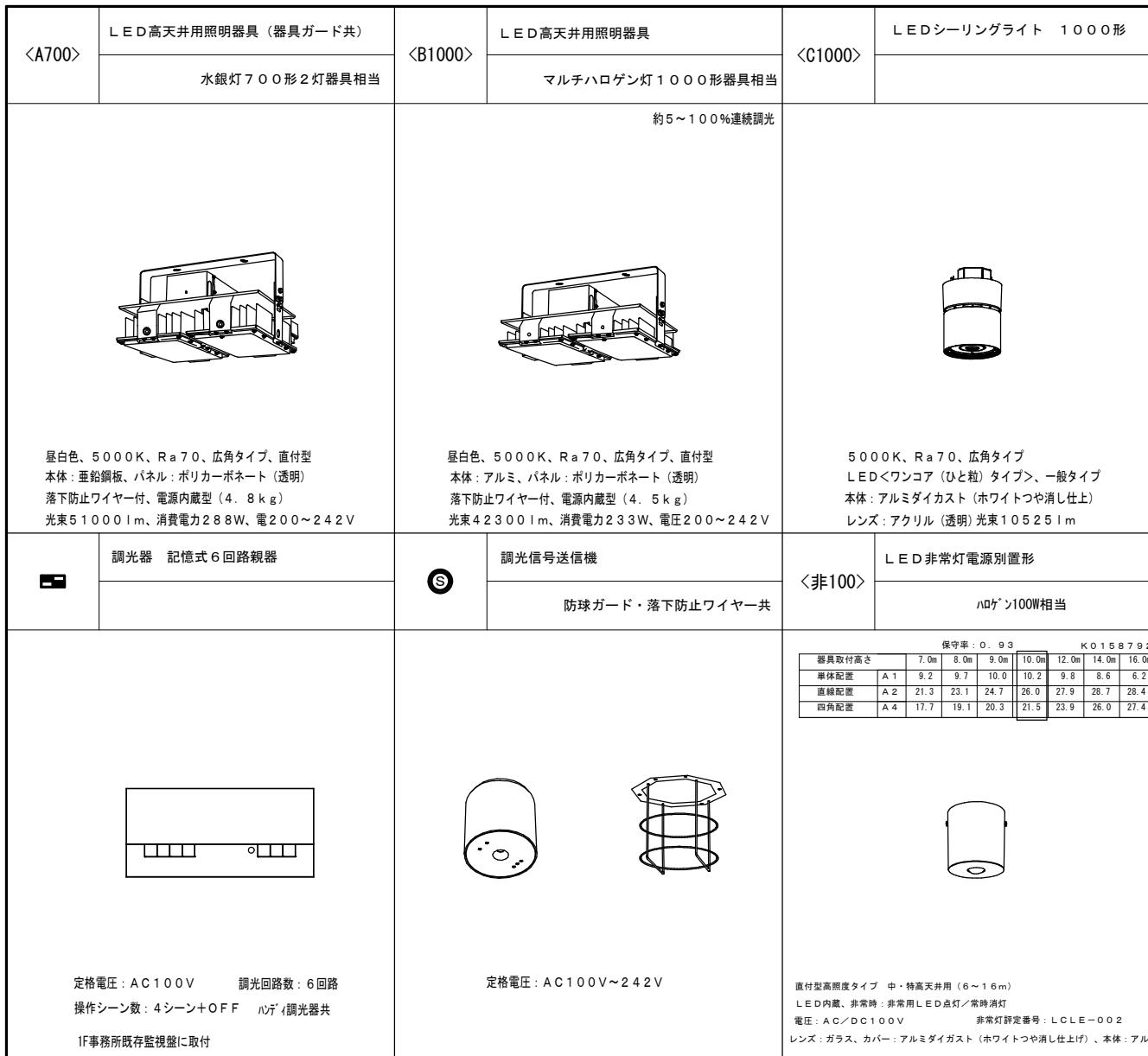
付近見取図 S-NON



配置図 S=1/2,500

●工事名 R2當緒 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事	●図面番号 E-03	株式会社 岡島建築事務所
●図面名 付近見取図・配置図	●縮尺 A2:1/2500	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳

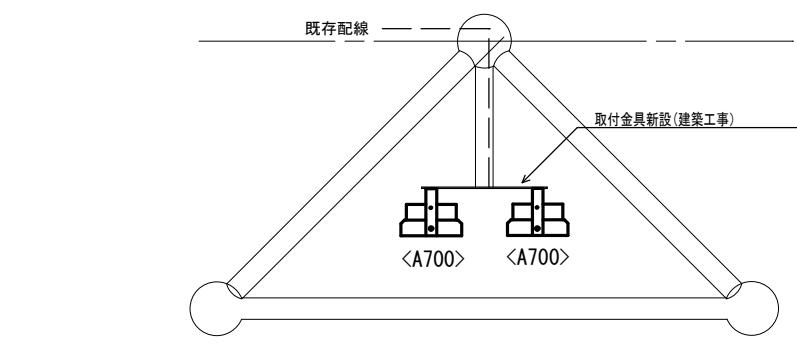
照明器具参考姿図



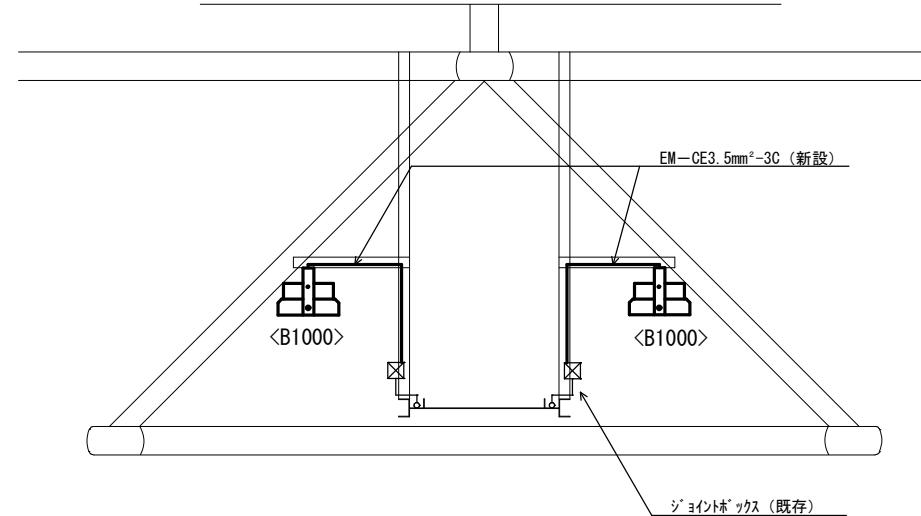
注1) 完成時には照度測定を行うこと（測定方法はJIS Z 9127によること）

注2) 上記測定により照度基準はマツリーナ-1500LX ガーラーナ-750LX 以上とする

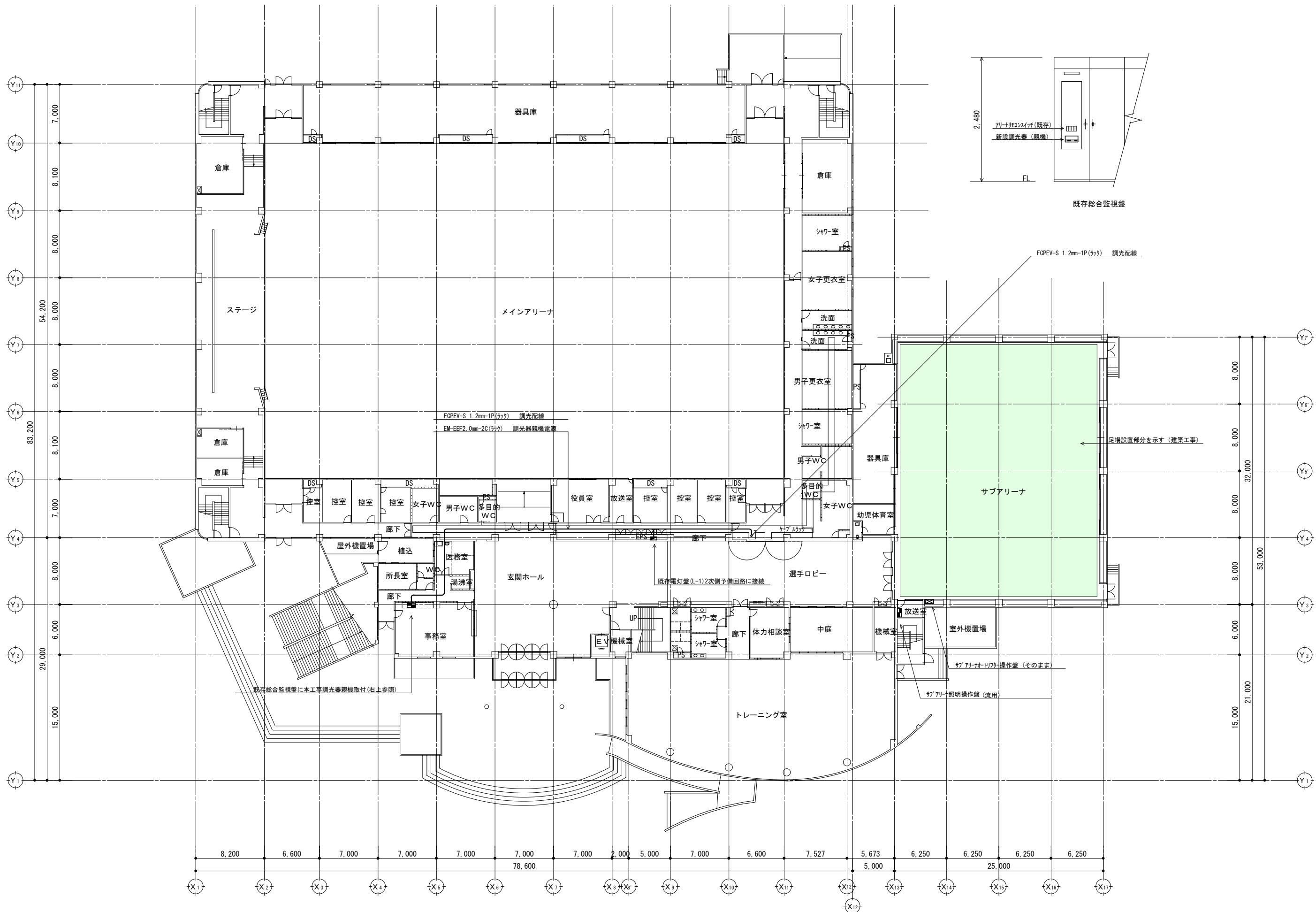
器具取付参考姿図

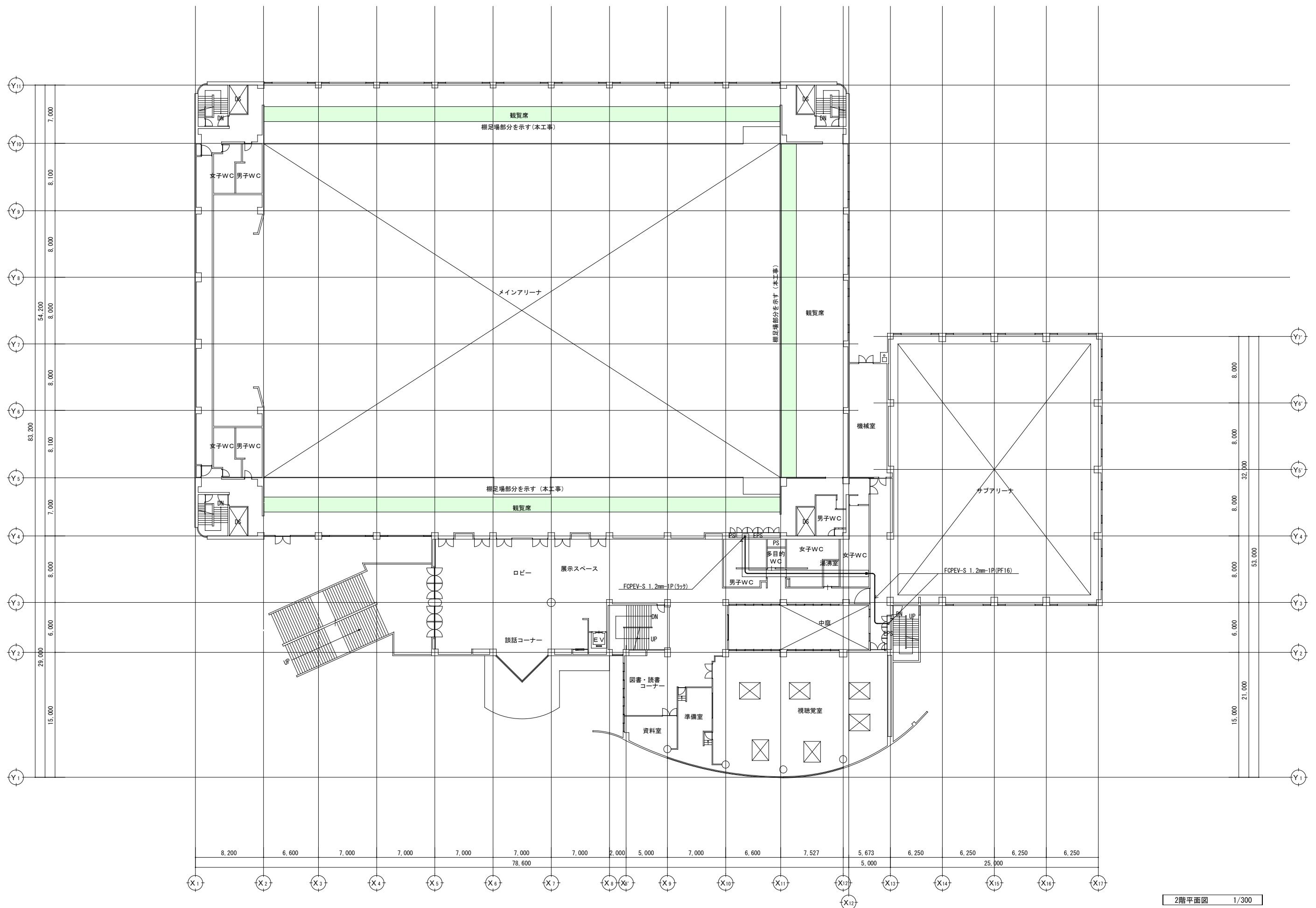


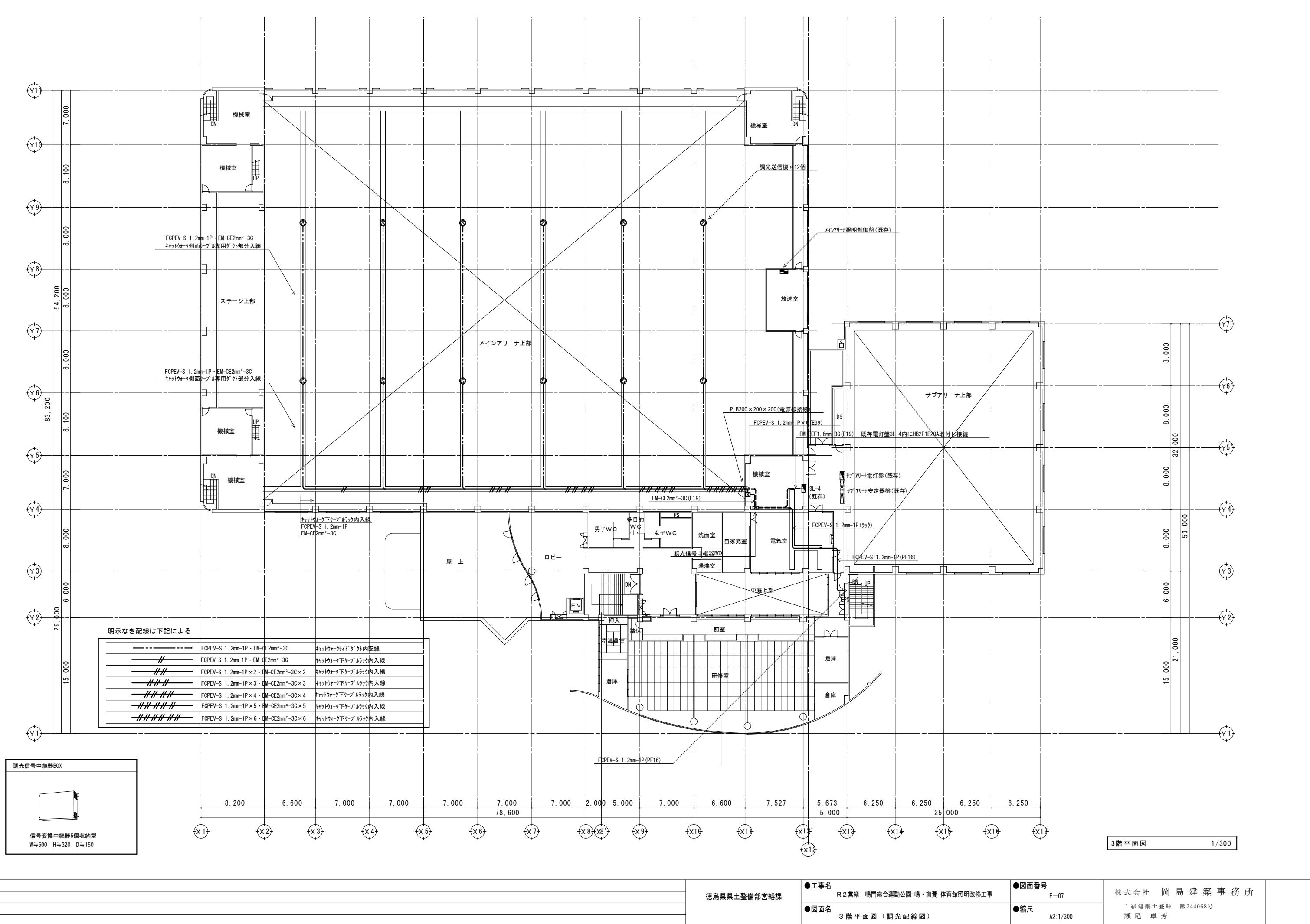
サブアリーナ

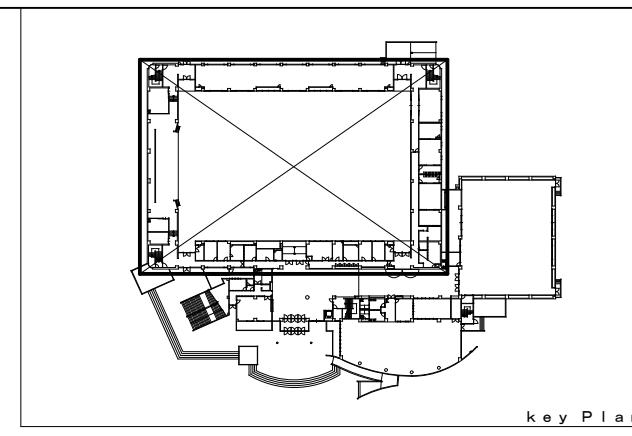
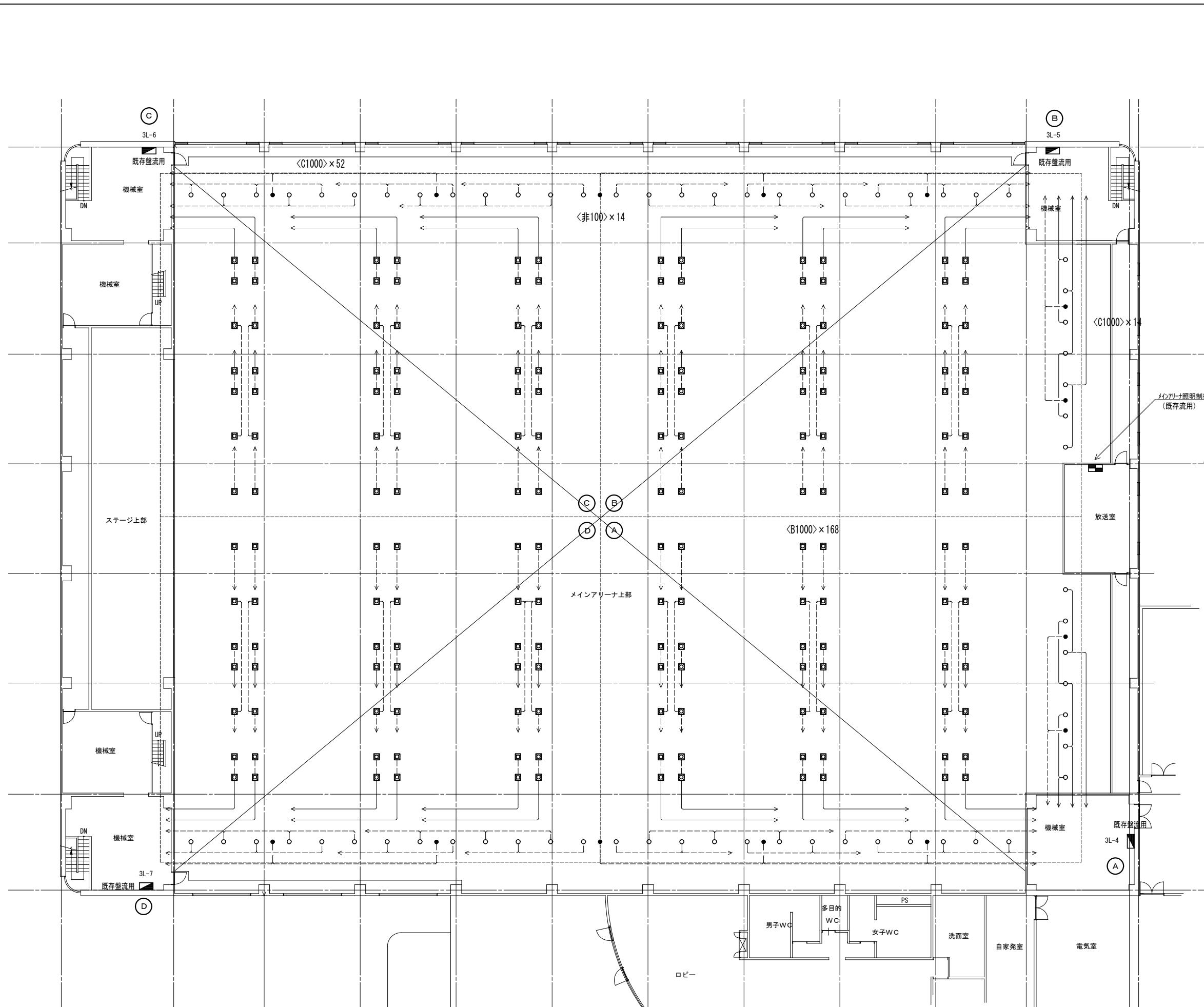


メインアリーナ

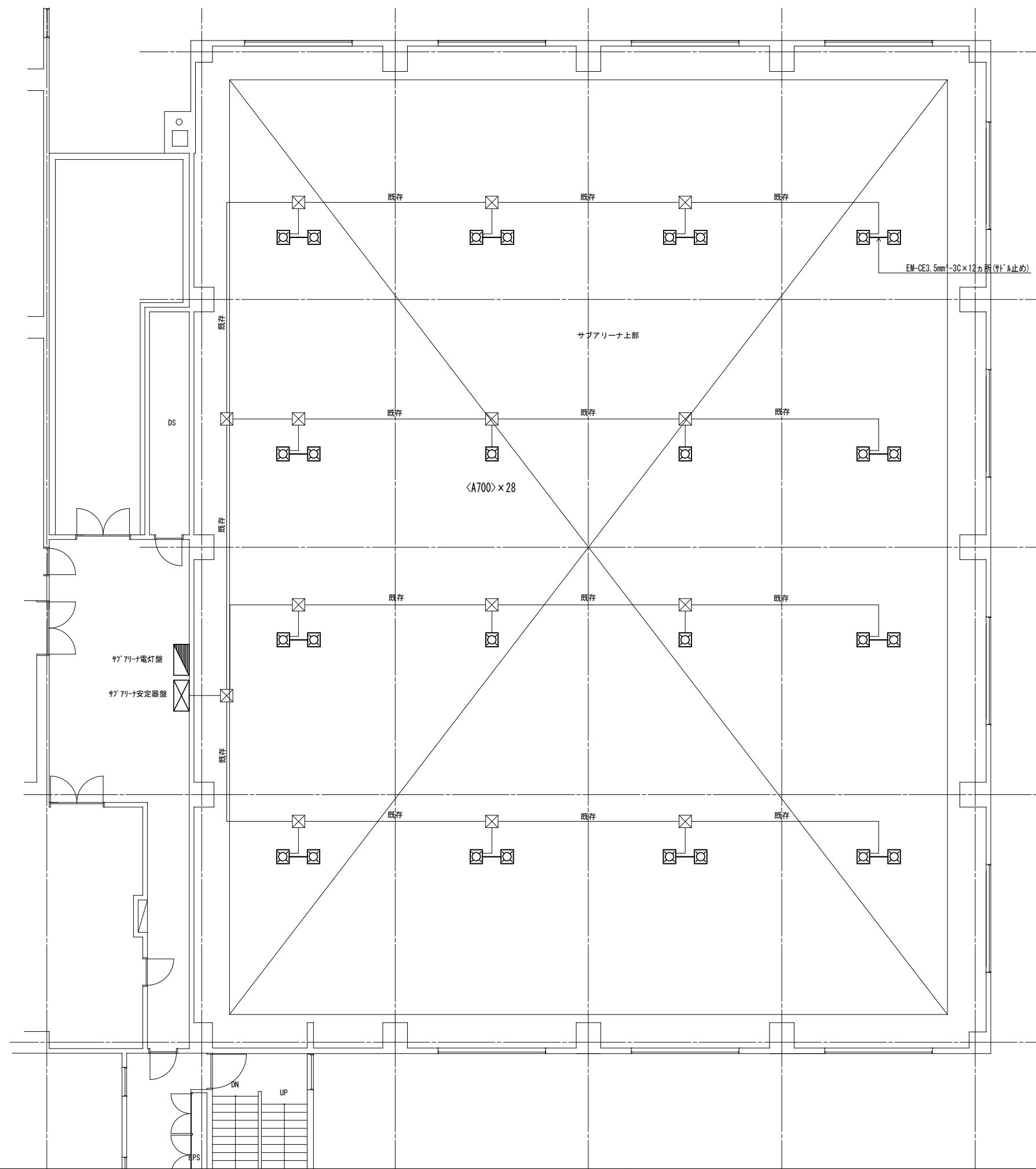






徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事	●図面番号 E-08	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	●図面名 メインアリーナ (改修後 3階平面図)	●縮尺 A2:1/200	



徳島県県土整備部営繕課

●工事名  
R2 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事

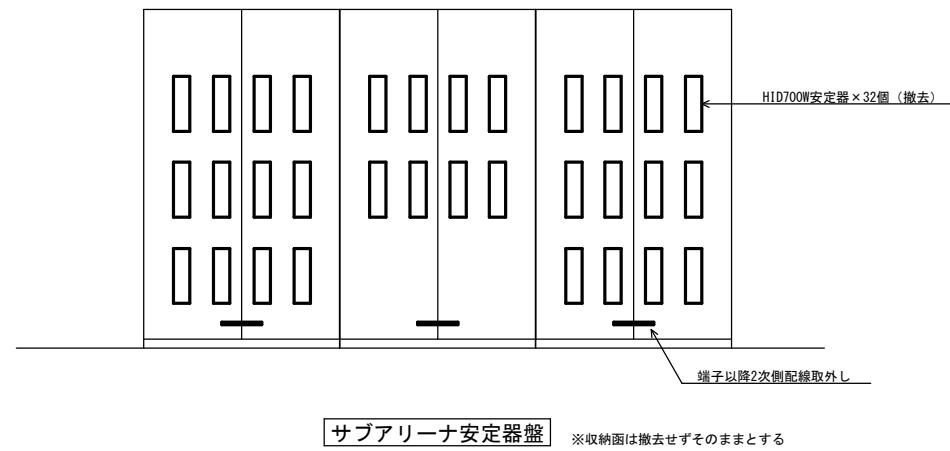
●図面番号  
E-09

●図面名  
サブアリーナ（改修後 3階平面図）

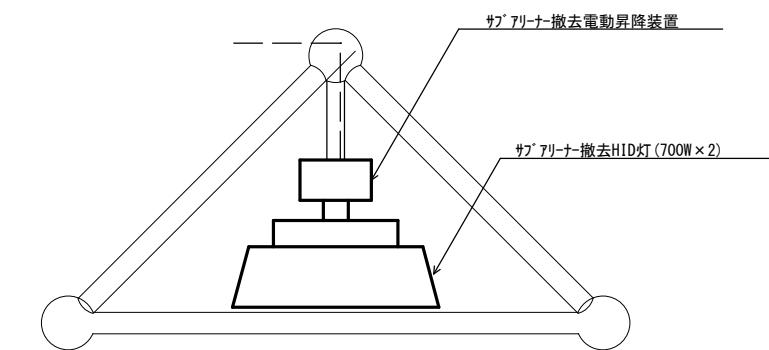
●縮尺  
A2:1/100

株式会社 岡島建築事務所  
1級建築士登録 第344068号  
瀬尾 草芳

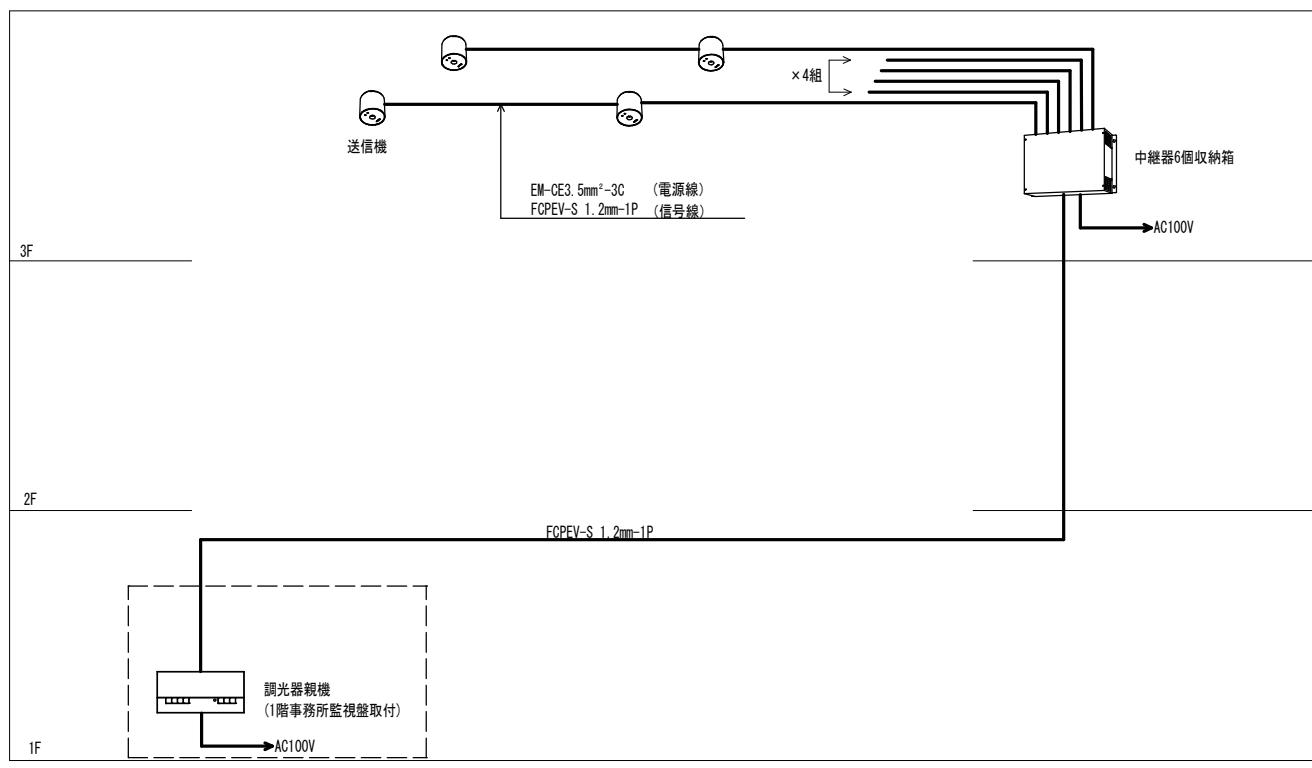
既存撤去参考姿図



既存撤去参考姿図



サブアリーナ



調光装置系統図

徳島県県土整備部営繕課

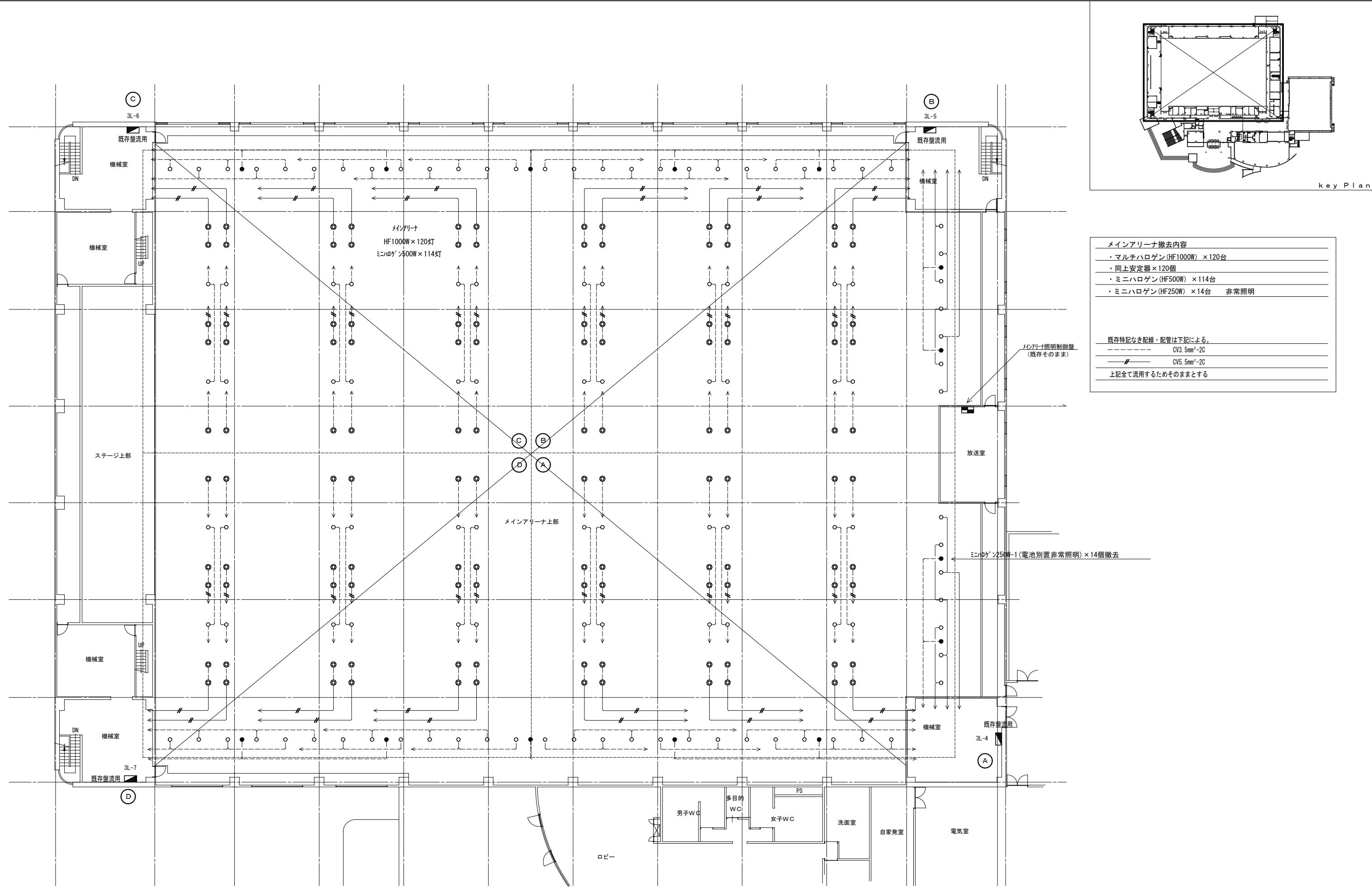
●工事名  
R 2 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事

●図面番号  
E-10

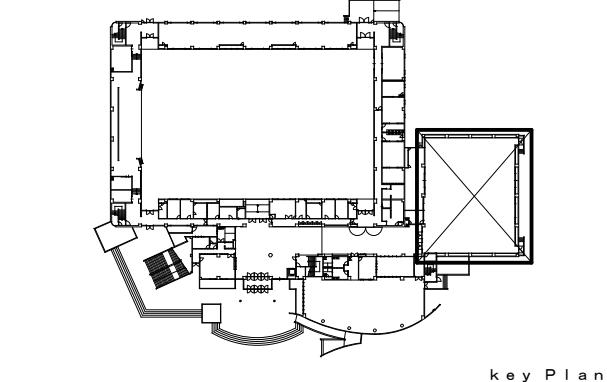
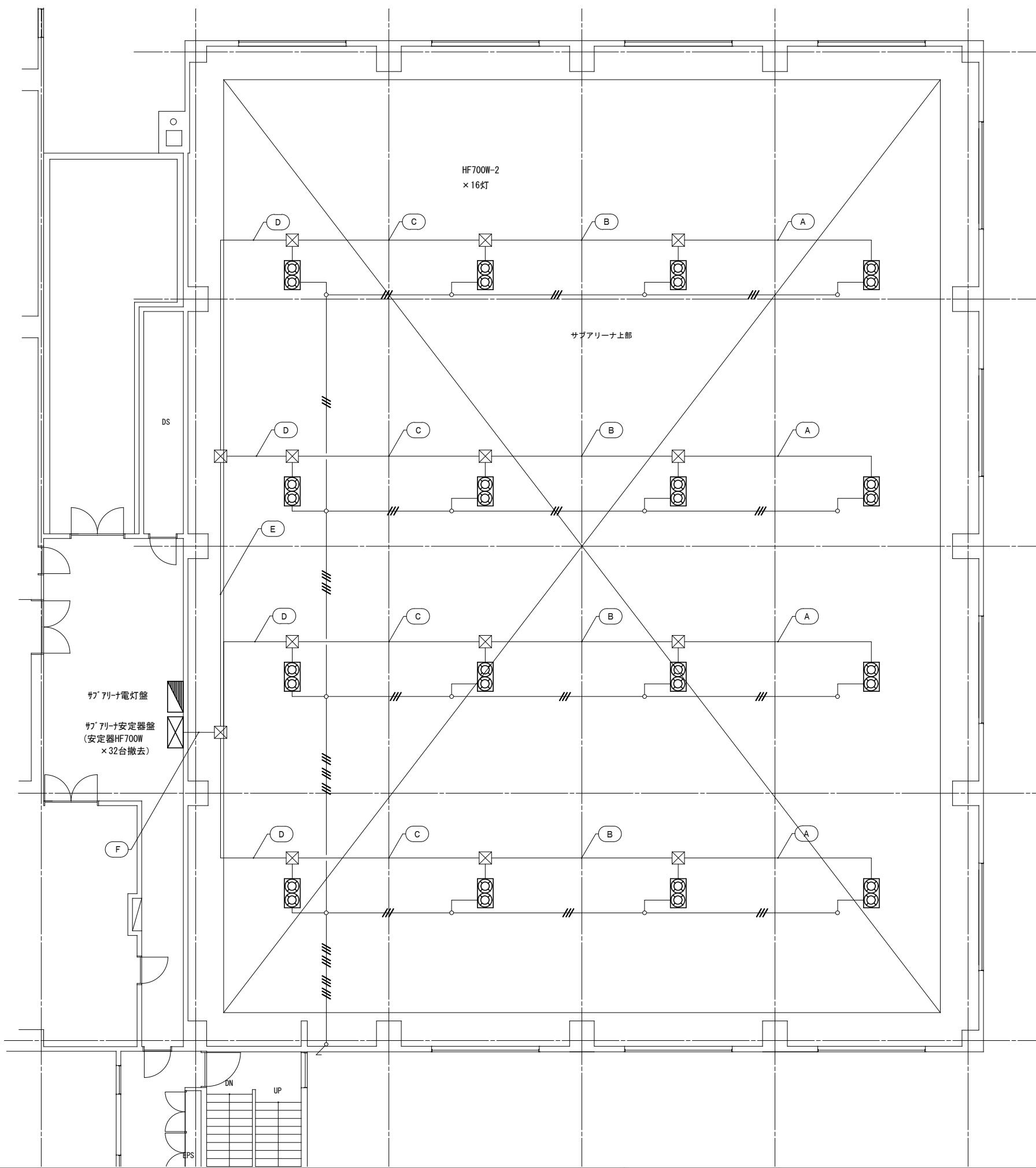
●図面名  
器具撤去参考図・新設照明調光設備系統図

株式会社 岡島建築事務所  
1級建築士登録 第344068号  
瀬尾 卓芳

●縮尺  
A2:1/30



●工事名 徳島県県土整備部営繕課	●図面番号 E-11	株式会社 岡島建築事務所
●図面名 メインアリーナ (改修前 3階平面図)	●縮尺 A2:1/200	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳



サブアリーナ撤去内容
・マルチハロゲン(HF700W-2) ×16台
・同上安定器×32個 (安定器収納函はそのままとする)
既存記なき配線・配管は下記による。
IV1.6mm×3(19)
IV1.6mm×6(25)
IV1.6mm×9(31)
IV1.6mm×12(31)
(A) IV2.0mm×4E2.0mm(25)
(B) IV2.0mm×8E2.0mm(31)
(C) IV2.0mm×4E5.5mm <sup>2</sup> (25) IV2.0mm×8(31)
(D) IV2.0mm×8E5.5mm <sup>2</sup> (31) IV2.0mm×8(31)
(E) IV2.0mm×8E5.5mm <sup>2</sup> (31) IV2.0mm×8(31) ×3
(F) IV2.0mm×8(31) ×8 IV14mm <sup>2</sup> ×1(19)
上記全て流用するのでそのままとする

徳島県県土整備部営繕課

●工事名 R2営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事

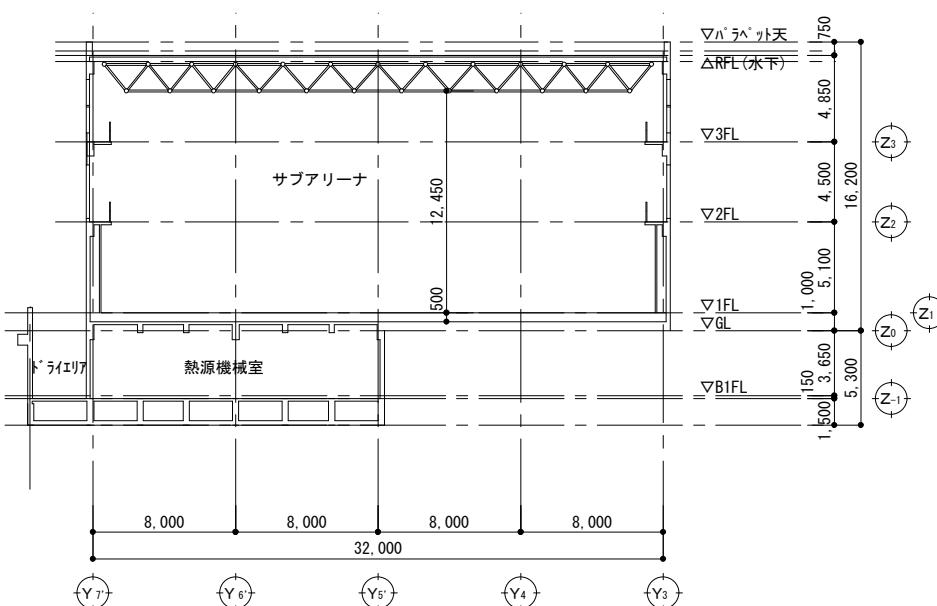
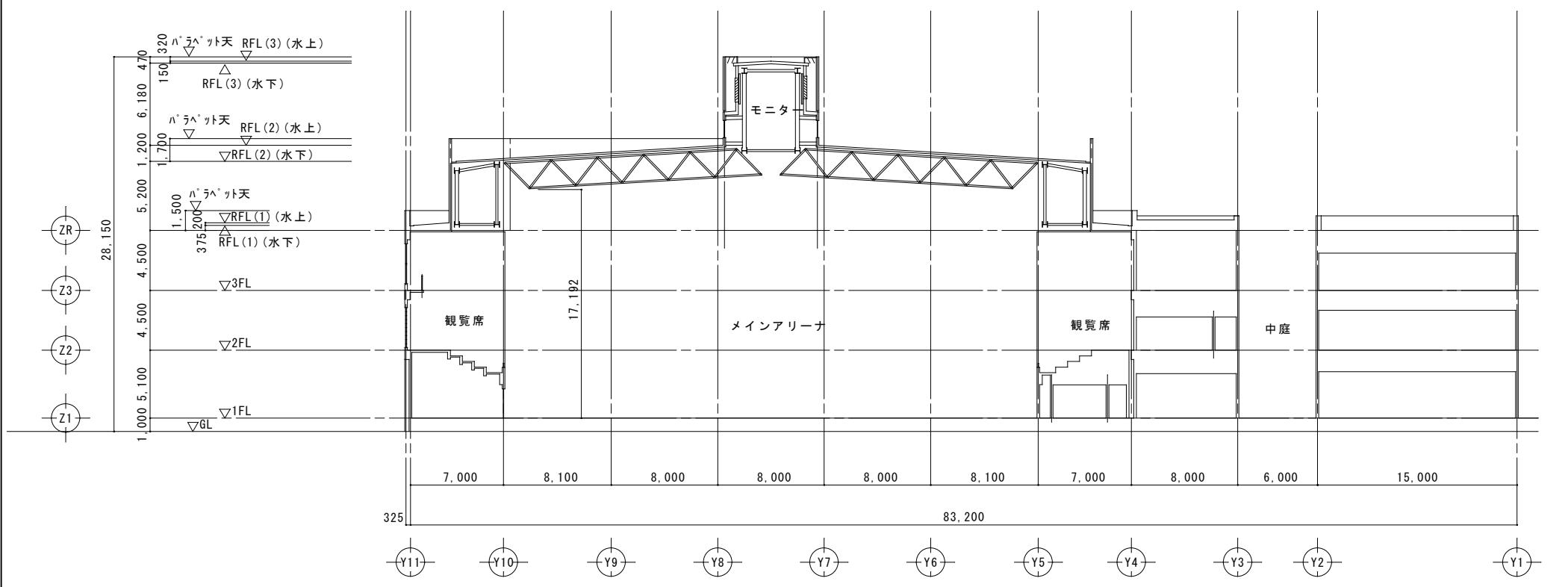
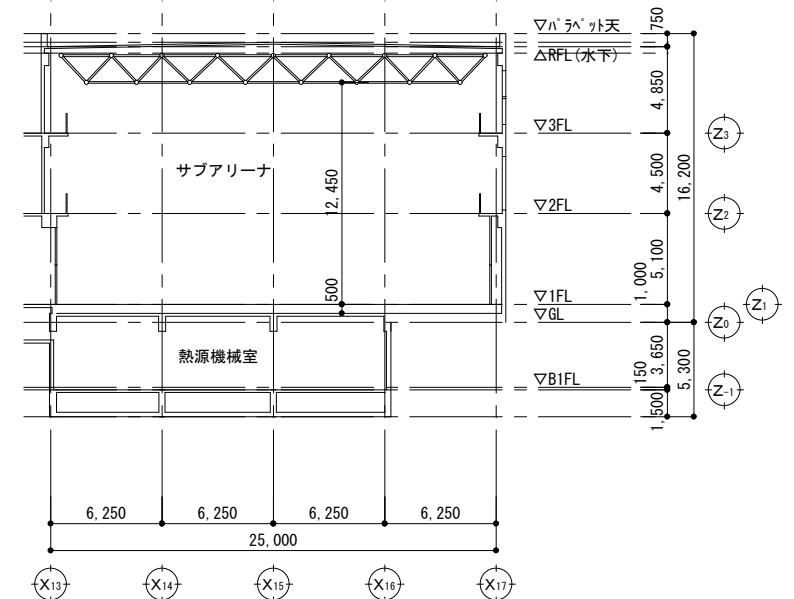
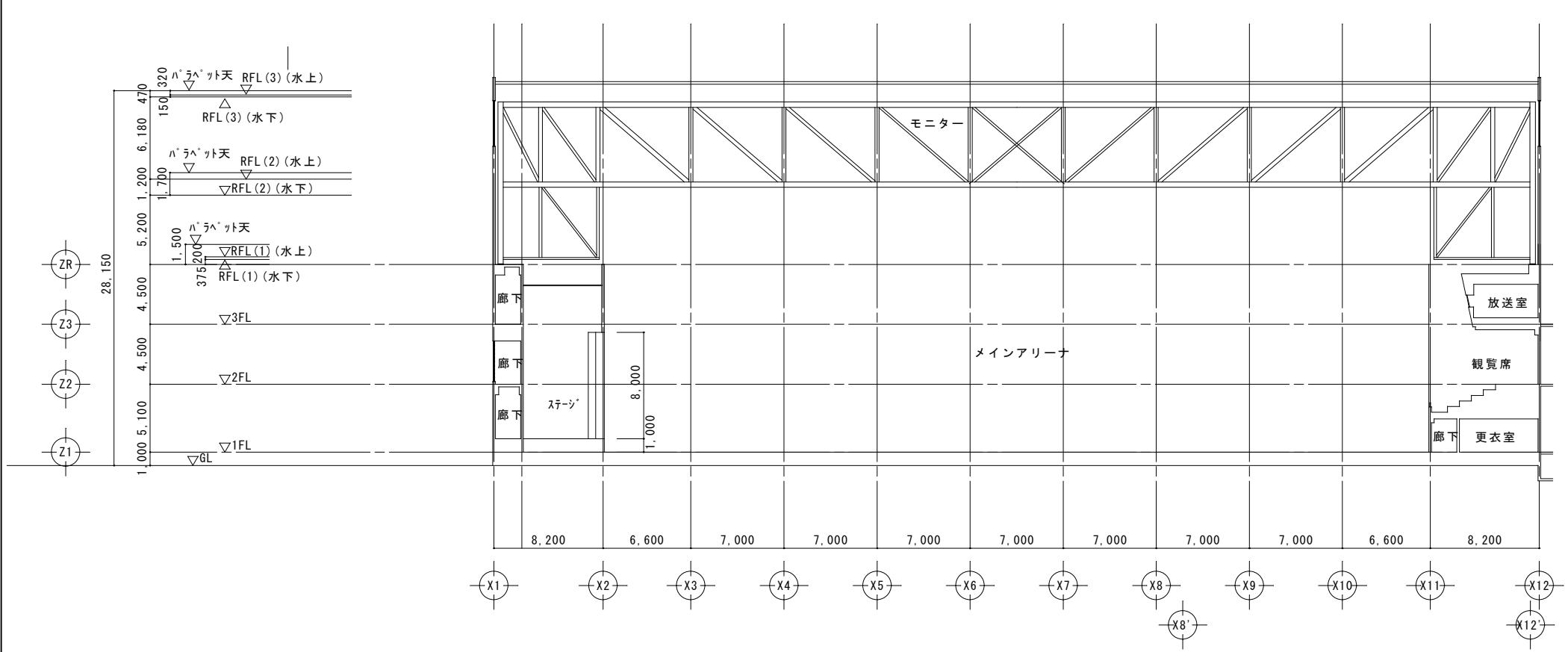
●図面番号 E-12

●図面名 サブアリーナ(改修前 3階平面図)

株式会社 岡島建築事務所

1級建築士登録 第344068号  
瀬尾 卓芳

●縮尺 A2:1/100



●工事名 R2営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館照明改修工事	●図面番号 E-13	株式会社 岡島建築事務所
●図面名 断面図	●縮尺 A2:1/300	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳